

【浄化槽を上手に活用するために】

栗山町

■ 合併処理浄化槽は小さな下水処理場

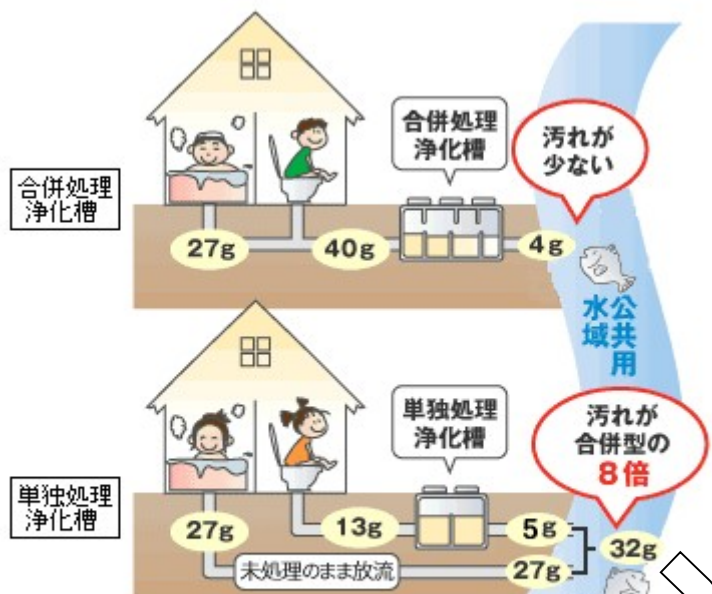
川や海を汚す一番の原因は、私たちの生活で排出される生活雑排水です。きれいな水を使用したら、限りなく元の状態で自然に戻すことが大切です。

家庭から出る汚水をきれいにする方法は、一般的に下水道を通じて終末処理場で処理する方法があります。しかし、下水道が整備されていない地域では、個別に合併処理浄化槽を設置することで、家庭から出る汚水をきれいにすることができます。

合併処理浄化槽は、水の汚れを 1/10 にまで減らすことができ、下水処理場並の浄化能力を備えています。

○合併処理浄化槽はココがすごい

- ・水洗トイレで快適生活
- ・高い浄化能力で、排水がきれいに！
- ・設置スペースは車1台分



※数値は1人が1日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものの。

注意

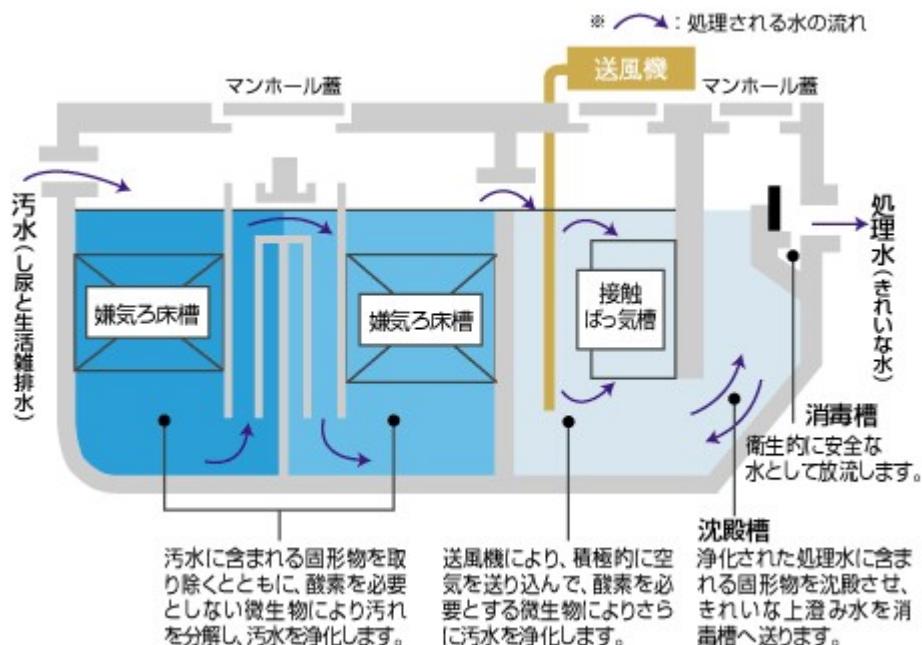
○単独浄化槽はもう設置できません。

浄化槽には、合併処理浄化槽のほか「単独処理浄化槽」があります。単独処理浄化槽は、水洗便所の汚水だけを処理する浄化槽です。台所やお風呂の汚水は、そのまま排出されることから、浄化能力は非常に低くなっています。平成12年度の法律改正により、新規設置はできなくなり、合併処理浄化槽への転換が求められています。

■ 合併処理浄化槽のしくみ

浄化槽は水中の微生物の働きを利用して、汚水を処理する装置です。微生物が、し尿や生活排水の汚れを食べることできれいな水にしてくれているのです。

このことから、汚れた水をきれいにするために、微生物が活発に活動できる環境を適性に維持することが大切です。



■ 合併処理浄化槽は使い方と維持管理が大切

生活雑排水を処理するために設置した浄化槽も、正しい使い方をしないとトラブルが発生します。特に微生物が活動しやすい環境を保つ『維持管理』をおこたると、川や海に汚水がそのまま放流され、逆に水を汚す原因となります。

放流水の水質悪化は、浄化槽からの悪臭の発生など生活環境の悪化にも繋がるので、適正な維持管理を行い浄化槽としての機能を最大限発揮できる条件を整えましょう。

【使い方の注意事項】

1. トイレの洗浄水は十分な量を流す。

2. 便器の掃除には、微生物に影響するような薬剤を使用しない。

3. トイレにトイレットペーパー以外の異物を流さない。

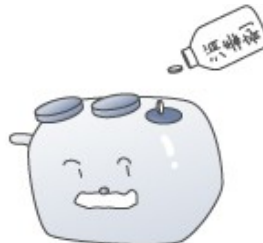
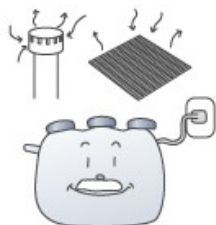


4. 浄化槽の電源は切らない。また、通気口や送風機の空気取り入れ口はふさがない。

5. マンホールの上に物を置かず、蓋はいつもきちんと閉めておく。

6. 消毒剤は切らず、常に消毒されるようにする。

7. 台所から、野菜くずや天ぷら油などは流さない。



【維持管理の3つの義務】

保守点検

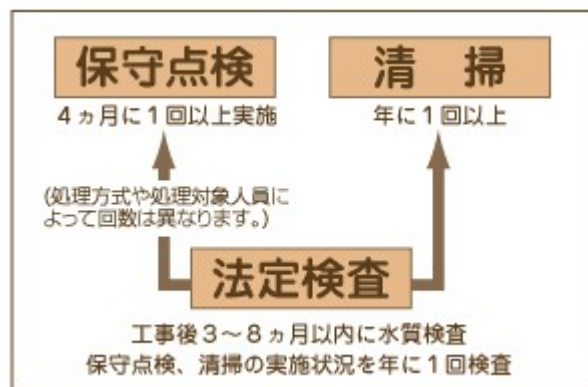
- ・浄化槽の機能を維持するために、機器類の調整や消毒薬の補充などを4ヶ月に1回以上実施します。(処理方式や処理対象人員によって回数は異なります。)
- ・「保守点検」の委託は、「浄化槽管理士」のいる専門の「登録業者」に依頼して行います。
- ・保守点検業者から受け取った『記録票』は、3年間保存しておきましょう。

清掃

- ・浄化槽には、少しずつ水に溶けない固形物や汚泥が溜まってきます。これをそのままにしておくと、臭いや水質悪化の原因になります。「清掃」では、汚泥の引き抜きなどを、年に1回以上行わなければなりません。
- ・清掃を委託する際は「市町村の許可業者」に依頼して行います。
- ・清掃業者から受け取った『記録票』は、3年間保存しておきましょう。

法定検査

- ・浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する目的で行います。
- ・保守点検、清掃業者と委託契約をしていますが、その目的が異なりますから、北海道の指定検査機関である「公益社団法人北海道浄化槽協会」による法定検査を受けなければなりません。
- ・浄化槽設置後に行う7条検査(1回のみ)と、その後毎年1回行う11条検査(定期検査)があります。



○維持管理には相応の費用が必要です。

保守点検、清掃は専門の業者に委託する必要がありますので、相応の費用が発生します。設置時には、その費用も考慮しておきましょう。

費用の目安は5人槽で年間13～14万円程度で、人槽や業者などにより異なります。

人槽	初回検査料 (法7条)	定期検査料 (法11条)
～20	14,000円	9,000円
21～50	18,000円	13,000円
51～100	21,000円	14,000円